

「日下川流域水害対策計画」について 皆様のご意見をお聴きしながら策定します

日下川流域では、流域治水の本格的な実践に向けて、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、令和6年12月3日に仁淀川水系日下川等の計13河川を特定都市河川に指定しました。

堤防整備や河道掘削等の河川整備の加速化に加え、浸水被害の防止・軽減を図る対策を流域一体で計画的に進めるため、「日下川流域水害対策計画」の策定を進めています。

計画の策定にあたっては、学識経験者や流域住民の皆様からご意見をお聴きしながら進めてまいりますので、ご協力をお願いします。

日下川流域水害対策計画【素案】の閲覧方法

ウェブサイトによる閲覧

下記のウェブサイトに掲載しています。

高知河川国道事務所ウェブサイトは右の二次元バーコードからもアクセスできます。



各施設での閲覧

国土交通省、高知県及び関係自治体に閲覧場所を設置しています。資料の閲覧は、令和7年3月28日(金)～令和7年5月2日(金)の月～金曜日(祝祭日を除く)、開庁時間内で閲覧可能です。閉庁時間は希望の閲覧場所へお問い合わせください。

閲覧場所には、「日下川流域水害対策計画【素案】」、「素案の概要」、「意見募集用紙」、「ご意見投入箱」をご用意しています。



閲覧場所		住所	ウェブサイト
国土交通省	四国地方整備局	香川県高松市サンポート3番33号(8階 情報公開室)	【高知河川国道事務所】 https://www.skr.mlit.go.jp/kochi/ryuikitisui/tokuteitoshi.html
	高知河川国道事務所	高知市六泉寺町96番地7(玄関ホール)	
	仁淀川出張所	高知市春野町弘岡上1992	
高知県	高知県庁	高知市丸ノ内1丁目2番20号(河川課)	【高知県】 https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2024120200063/
	中央西土木事務所	吾川郡いの町1381	
	越知事務所	高岡郡越知町越知甲2228-1	
土佐市	土佐市役所	土佐市高岡町甲2017-1(建設課)	https://www.city.tosa.lg.jp/life/detail.php?hdnKey=5847
佐川町	佐川町役場	高岡郡佐川町甲1650番地2(建設課)	https://www.town.sakawa.lg.jp/life/dtl.php?hdnKey=2701
日高村	日高村役場	高岡郡日高村本郷61番地1(建設課 治水対策室)	https://www.vill.hidaka.kochi.jp/kurashi/child_category_free_page.cgi?SITE_ID=1&CATEGORY_ID=7&CATEGORY_ID2=14&CATEGORY_ID3=1&CATEGORY_ID4=1&FREE_PAGE_ID=742

編集・発行、お問合せ先

国土交通省 四国地方整備局 高知河川国道事務所 TEL(088)833-0111(代)

高知県 土木部 河川課 TEL(088)823-9838

土佐市 建設課 TEL(088)852-7694

佐川町 建設課 TEL(0889)22-7712

日高村 建設課 TEL(0889)24-5114

<https://www.skr.mlit.go.jp/kochi/>

<https://www.pref.kochi.lg.jp>

<https://www.city.tosa.lg.jp>

<https://www.town.sakawa.lg.jp>

<https://www.vill.hidaka.kochi.jp>

パブリックコメントによりご意見を募集します

流域住民の皆様から、様々なご意見をお聴きするため、日下川流域水害対策計画【素案】に対するご意見等を書面又は電子メール等で提出いただく、「パブリックコメント」を実施します。

意見提出方法

ご意見は、下記の記載事項をご記入いただいたものを、郵送、Eメール、ウェブサイト、投入箱のいずれかの方法でご提出ください。

郵送	〒780-8023 高知県高知市六泉寺町 96番地7 国土交通省四国地方整備局 高知河川国道事務所 日下川流域水害対策計画担当係 宛
Eメール	skr-kusaka-iken@ki.mlit.go.jp 日下川流域水害対策計画担当係 宛
ウェブサイト	https://kochi-kusakagawa.com/ サイトの入力フォームに必要事項をご記入の上、送信してください。
ご意見投入箱	資料閲覧場所にご意見投入箱を設置しています。

募集期間

令和7年3月28日(金)～5月2日(金)

記載事項

①氏名、②住所（市町村名）、③性別、④年齢（●代）、⑤ご意見とその理由

注意事項

意見募集用紙やウェブサイトに記載の注意事項をご確認ください。

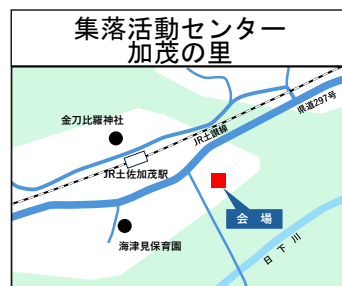
日下川流域の皆様から、ご意見をお聴きするため、「日下川流域住民説明会」を開催します

「日下川流域住民説明会」では、日下川流域水害対策計画【素案】の内容について説明させていただき、流域住民の皆様からご意見をお聴きします。

開催日時・会場

日時	会場
令和7年4月17日(木) 18時30分～20時30分	日高村役場 3階会議室
令和7年4月29日(火) 13時～15時	
令和7年4月20日(日) 13時～15時	集落活動センター 加茂の里

会場位置図



※参加を希望される方は、当日会場にお越しください。

参加者多数の場合は、会場の都合により入場できない場合があります。

ウェブサイトでの 情報提供

会議の開催日程や資料、パブリックコメント等の注意事項、いただいた意見については、高知河川国道事務所ウェブサイトにて随時掲載いたします。
<https://www.skr.mlit.go.jp/kochi/ryuikitisui/tokuteitoshi.html>



国土交通省
四国地方整備局



土佐市
Tosa City



佐川町
SAKAWA



高知県
Kochi Prefecture



歴史とメダカの里
日高村

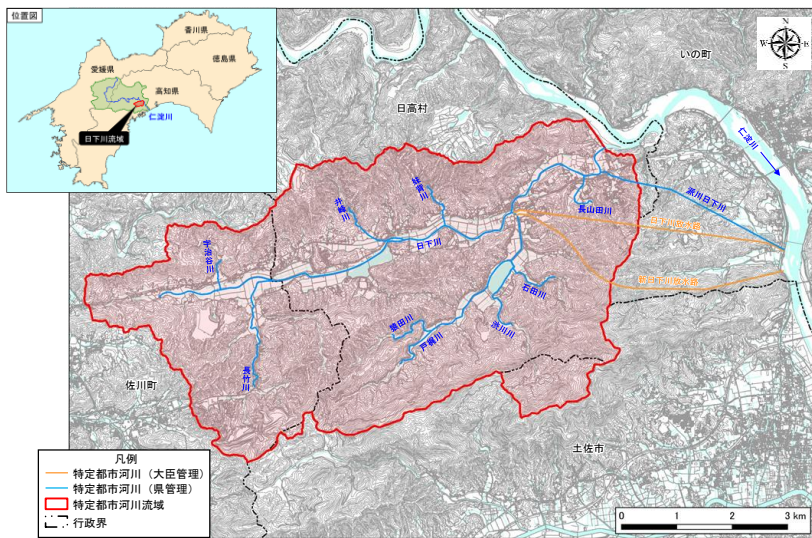
日下川流域水害対策計画【素案】の概要

「特定都市河川」とは

浸水被害対策を総合的に推進するために、法に基づき国土交通大臣・県知事が指定する河川のことです。日下川を含む流域13河川およびその流域を、令和6年12月に特定都市河川・流域に指定し、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、ハード整備の加速に加え、あらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり、流域における貯留・浸透機能の向上等を推進していきます。



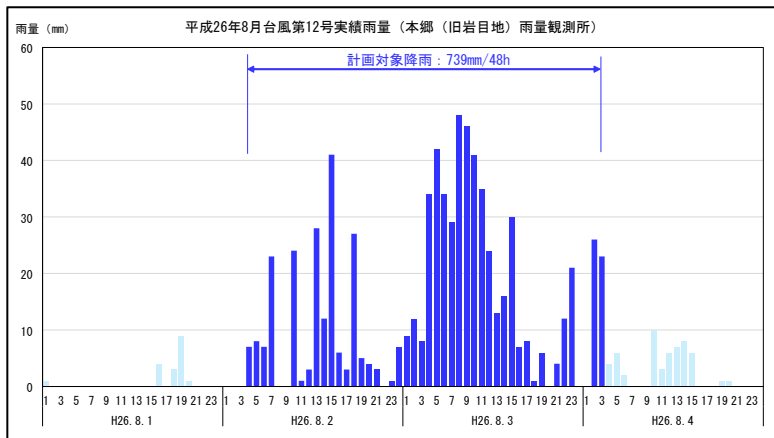
浸水被害対策のイメージ



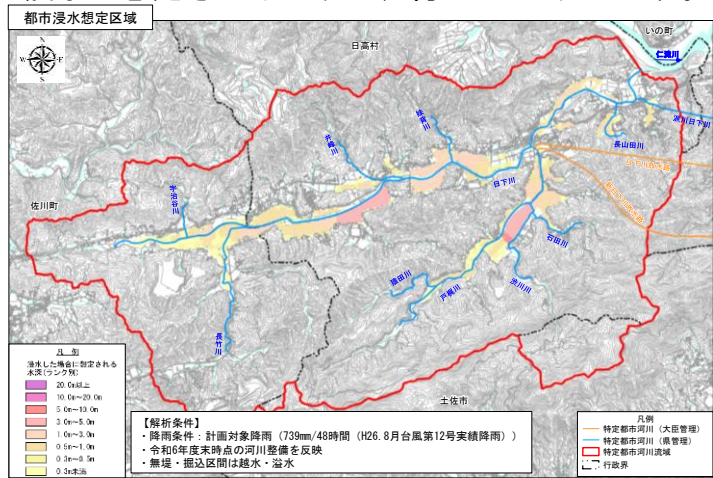
特定都市河川流域図

1 計画対象降雨、都市浸水想定

流域全体で都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨（計画対象降雨）は平成26年8月台風第12号の実績降雨とします。この計画対象降雨が生じた場合に浸水が想定される区域は、約250haに及びます。



計画対象降雨



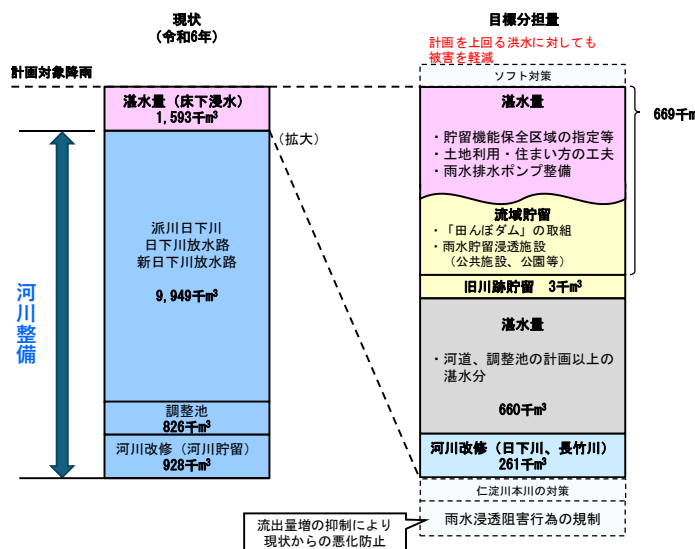
都市浸水想定区域図

2 本計画における目標

日下川流域水害対策計画の基本理念

「水災害に強く、住み続けられるまちづくり」

- 河川整備による支川氾濫の防止や雨水貯留浸透施設や雨水排水施設等の検討・整備により内水被害を軽減します。
- 浸水が想定される区域においては、土地利用規制（貯留機能保全区域の指定）等を活用し、流域内住民等の安全の確保を図ります。
- 雨水浸透阻害行為に対する規制や保水・遊水機能を有する土地の保全により流出量増加を抑制します。



流域分担のイメージ

日下川流域水害対策計画【素案】の概要

3 特定都市河川の整備

国が行う整備

■樋門等の耐震・老朽化対策

耐震対策を実施するとともに、長寿命化に向けた維持管理方法や補修、部分改築等に関する検討を行い、施設の更新等、適切な措置を講じます。



日下川放水樋門

神母樋門

参考

■仁淀川本川の水位低下対策（特定都市河川流域外の対策）

○ 河道の掘削等

流下能力が不足する区間では、河道内樹木の伐採、河道の掘削を実施します。なお、河道の掘削については濁水の発生を極力抑えつつ、縦横断的に河道の状況を把握するなど、掘削後の再堆積の抑制や生物の生息・生育・繁殖環境を保全・創出する形状を検討し、外来種の防除にも努めます。

○ 横断工作物の改良等

八田堰については、現在の魚道等の機能を適切に評価した上で、利水機能の保持や自然環境・景観等を考慮した構造を検討し、維持管理面への影響も踏まえて、必要な対策を実施します。

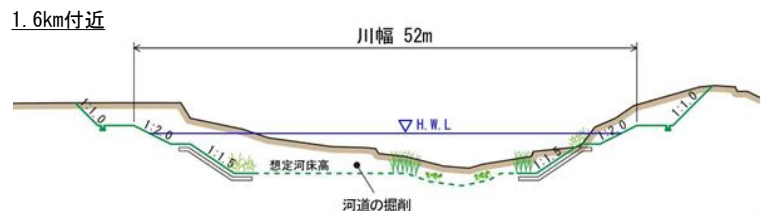


高知県が行う整備

目標流量を安全に流下させるため、河道拡幅等の治水事業を計画的に実施し、氾濫による浸水被害の発生を防止します。

■日下川、長竹川

流下能力が不足する区間において、堤防及び護岸の整備、河道の掘削等を実施し、必要な流下能力を確保します。



日下川 横断面図

市町村が行う整備

■普通河川等の整備

沿川地域の市街地・農地への浸水被害を防止・軽減するとともに、雨水の一時的な貯留等に活用を図るため、必要に応じて、河道掘削、護岸整備等を行います。



水路の整備（岡花地区）

■浸水防止壁、雨水排水ポンプ

馬越地区には浸水防止壁及び雨水排水ポンプを設置しています。洪水時には、施設の機能を適切に発揮させるため、県道291号に持ち運び式洪水防止壁の設置及び雨水排水ポンプの運転を行います。

また、河川整備実施後も浸水被害の発生が想定される地区を対象に、雨水排水ポンプによる効果や下流域への負荷を評価した上で、雨水排水ポンプの整備・増強を行います。



浸水防止壁と雨水排水ポンプ（馬越地区）

4 雨水貯留浸透施設等の整備

■雨水貯留浸透施設

内水浸水被害の解消や流域内の雨水が河川へ急激に流入することを抑制するため、公共施設・公用地・公園等への雨水貯留浸透施設の整備を推進し、流域内の小・中学校グラウンド等を活用した雨水貯留浸透施設の整備等を検討します。

日高村水害に強いまちづくり公園（仮称）については、目指す村づくりを示す公園を整備し、公園の地下に雨水貯留施設を整備します。

また、個人宅等に設置する雨水貯留タンク、浸透ますや浄化槽の雨水貯留施設への転用等について、流域内の市町村による助成等の支援により、流域内の住民による各戸貯留を促進し、流出抑制を図ります。



日高村水害に強いまちづくり条例 対策基準の見える化

- ①建物床高規制
基準高より床高を上げる
- ②浸透機能保全
舗装など開発することに対して、開発前の浸透機能を保つ
- ③貯留機能保全
盛土行為をすることに対しての、盛土量をキャンセルする

日高村水害に強いまちづくり公園のイメージ

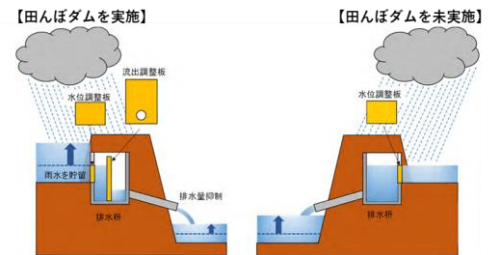
■既存の防災調整池等や保水・遊水機能を有する土地の保全

流域に設置されている防災調整池等の雨水貯留浸透施設は、その機能の保全を図ります。

また、流域内に残存する旧川跡を雨水貯留に活用します。

■「田んぼダム」の取組

水田の排水口に流出量を抑制するための堰板等を取付け、畦畔の範囲内で雨水を貯留し、水田が有する雨水貯留効果を更に高める「田んぼダム」の取組について、土地所有者や営農者、土地改良区等の関係機関と調整し、合意形成を図りながら推進します。



出典：農林水産省「田んぼダム」の手引き

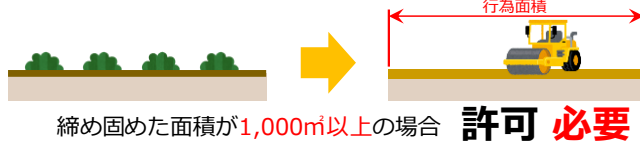
「田んぼダム」のイメージ

5 雨水浸透阻害行為について

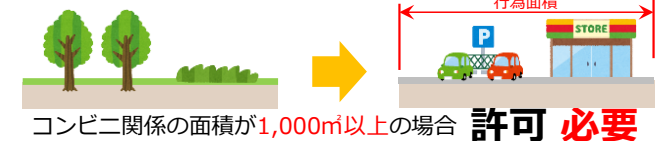
- 開発等による雨水浸透阻害行為に該当する1,000m²以上の行為に対しては、流出雨水量の増加を抑制するための対策工事を義務化し、事前許可制とすることで着実に対策を実施するとともに、その機能の中長期的な維持に努めます。
- また、対策工事の義務付けの対象外となる1,000m²未満の行為に対しては、当該雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、流域の開発状況を把握し、必要に応じて地方公共団体の条例により対象規模の引き下げを検討します。

許可が必要となる
雨水浸透阻害行為
の例

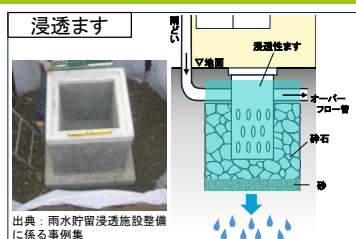
例 1) 畑を締め固める



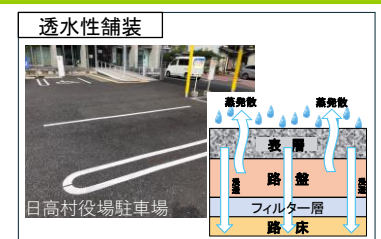
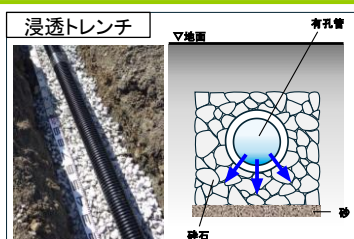
例 2) 原野を造成してコンビニを設置



雨水貯留浸透施設
の例



出典：雨水貯留浸透施設整備に係る事例集



日高村役場駐車場